

令和6年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,087千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 66,819	千円 △3,089	千円 63,730
	1 使 用 料	66,819	△3,089	63,730
9 繰 入 金		38,588	2,987	41,575
	1 一 般 会 計 繰 入 金	38,588	2,987	41,575
歳 入 合 計		129,189	△102	129,087

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾整備事業費		千円 129,189	千円 △102	千円 129,087
	1 港湾整備事業費	129,189	△102	129,087
歳 出 合 計		129,189	△102	129,087